

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案																												
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(262) 計量法(平成4年法律第51号)第16条第1項第2号イの規定に基づく検定の実施</p> <p style="margin-left: 2em;">(平 特定計量器 左欄に掲げる特定計量器1個につき同表の右欄に定める額)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">特定計量器</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ及びロ ー略ー</td> <td style="text-align: center;">ー略ー</td> </tr> <tr> <td>ハ及びニ ー略ー</td> <td style="text-align: center;">ー略ー</td> </tr> </tbody> </table> <p>(263) ー略ー</p> <p>(264) 計量法第19条第1項の規定に基づく定期検査</p> <p style="margin-left: 2em;">(平 特定計量器 左欄に掲げる特定計量器1個につき同表の右欄に定める額)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">特定計量器</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ ー略ー</td> <td style="text-align: center;">ー略ー</td> </tr> <tr> <td>ロ 分銅又はおもり</td> <td style="text-align: center;">10円</td> </tr> </tbody> </table>	特定計量器	金額	イ及びロ ー略ー	ー略ー	ハ及びニ ー略ー	ー略ー	特定計量器	金額	イ ー略ー	ー略ー	ロ 分銅又はおもり	10円	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(262) 計量法(平成4年法律第51号)第16条第1項第2号イの規定に基づく検定の実施</p> <p style="margin-left: 2em;">(平 特定計量器 左欄に掲げる特定計量器1個につき同表の右欄に定める額)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">特定計量器</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ及びロ ー略ー</td> <td style="text-align: center;">ー略ー</td> </tr> <tr> <td>ハ 皮革面積計</td> <td style="text-align: center;">2,750円</td> </tr> <tr> <td>ニ及びホ ー略ー</td> <td style="text-align: center;">ー略ー</td> </tr> </tbody> </table> <p>(263) ー略ー</p> <p>(264) 計量法第19条第1項の規定に基づく定期検査</p> <p style="margin-left: 2em;">(平 特定計量器 左欄に掲げる特定計量器1個につき同表の右欄に定める額)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">特定計量器</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ ー略ー</td> <td style="text-align: center;">ー略ー</td> </tr> <tr> <td>ロ 分銅又はおもり</td> <td style="text-align: center;">10円</td> </tr> <tr> <td>ハ 皮革面積計</td> <td style="text-align: center;">2,500円</td> </tr> </tbody> </table>	特定計量器	金額	イ及びロ ー略ー	ー略ー	ハ 皮革面積計	2,750円	ニ及びホ ー略ー	ー略ー	特定計量器	金額	イ ー略ー	ー略ー	ロ 分銅又はおもり	10円	ハ 皮革面積計	2,500円
特定計量器	金額																												
イ及びロ ー略ー	ー略ー																												
ハ及びニ ー略ー	ー略ー																												
特定計量器	金額																												
イ ー略ー	ー略ー																												
ロ 分銅又はおもり	10円																												
特定計量器	金額																												
イ及びロ ー略ー	ー略ー																												
ハ 皮革面積計	2,750円																												
ニ及びホ ー略ー	ー略ー																												
特定計量器	金額																												
イ ー略ー	ー略ー																												
ロ 分銅又はおもり	10円																												
ハ 皮革面積計	2,500円																												

## 山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行

改 正 案

別表

区分	項目	単位	金額	
試験	強度試験	工業材料	1 試 1 試 験 料	3,900 円
		土木建設材	1 試 1 試 料 験	2,410 円
	工業製品	工業製品	1 試 1 試 験 料	7,900 円
		土木建設製	1 試 1 試 品 験	5,720 円
		繊維	1 試 1 試 験 料	3,190 円
	種別物性試験	食品	1 試 1 試 験 料	5,440 円
		その他	1 試 1 試 験 料	10,000 円
	共通物性試験	熱定数測定試験(高温)	1 試 1 項 験 目	15,300 円
		その他	1 試 1 試 験 料	16,200 円
	— 略 —			
	非破壊試験	1 試 1 試 験 料	14,000 円	
	顕微鏡試験	1 試 1 試 験 料	7,190 円	
	ロボット模擬動作試験	1 時 間	4,590 円	
分析	化学分析	1 試 1 成 料 分	6,070 円	
	機器分析	1 分 析	18,700 円	
	食品、飲料分析	1 試 1 成 料 分	13,400 円	
加工	木材乾燥	1 時 間	720円	
	機械加工	30分	1,680 円	
	金属溶解	1 時 間	5,070 円	
	金属熱処理	30分	2,620 円	

別表

区分	項目	単位	金額	
試験	強度試験	工業材料	1 試 1 試 験 料	4,040 円
		土木建設材	1 試 1 試 料 験	2,460 円
	工業製品	工業製品	1 試 1 試 験 料	8,110 円
		土木建設製	1 試 1 試 品 験	5,860 円
		繊維	1 試 1 試 験 料	3,360 円
	種別物性試験	食品	1 試 1 試 験 料	5,520 円
		その他	1 試 1 試 験 料	10,370 円
	共通物性試験		1 試 24時 験 間	28,000 円
		— 略 —		
		非破壊試験	1 試 1 試 験 料	14,300 円
	顕微鏡試験	1 試 1 試 験 料	7,240 円	
	ロボット模擬動作試験	1 時 間	4,680 円	
分析	化学分析	1 試 1 成 料 分	6,200 円	
	機器分析	1 分 析	18,900 円	
	食品、飲料分析	1 試 1 成 料 分	13,700 円	
加工	木材乾燥	1 時 間	730円	
	機械加工	30分	1,740 円	
	金属溶解	1 時 間	5,140 円	
	金属熱処理	30分	2,680 円	

	試料加工	30分	<u>2,280</u> 円	
	キャッピング加工	1 試料 1 面	<u>880</u> 円	
	試料成形	1 時間	<u>5,780</u> 円	
	試料作製	1 試料	<u>10,600</u> 円	
	—略—			
	マイクロマシンニング加工	1 時間	<u>10,200</u> 円	
デザイン、モデル製作	デザイン	工業機器、生活機器	1 件	<u>193,000</u> 円
		グラフィック、家具、クラフト	1 件	<u>99,200</u> 円
	モデル製作	—略—		
		洗浄処理	1 時間	<u>3,030</u> 円
成績書複製	成績書複製	1 通	<u>630</u> 円	
記録写真撮影	記録写真撮影	1 回	<u>440</u> 円	

備考 1 工業材料に係る強度試験であつて、一の試験において一の試料の複数の測定点につき結果の測定を行うものについての手数料の額の範囲は、測定点が10を超える場合に限り、3,900円にその10を超える測定点1点につき310円を加算した額以下とする。

2 共通物性試験のうち熱定数測定試験（高温）に係る手数料の額の範囲は、測定点が5を超える場合に限り、15,300円にその5を超える測定点1点につき2,280円を加算した額以下とする。

3 —略—

	試料加工	30分	<u>2,320</u> 円	
	キャッピング加工	1 試料 1 面	<u>900</u> 円	
	試料成形	1 時間	<u>5,900</u> 円	
	試料作製	1 試料	<u>10,830</u> 円	
	—略—			
	マイクロマシンニング加工	1 時間	<u>12,000</u> 円	
デザイン、モデル製作	デザイン	工業機器、生活機器	1 件	<u>198,000</u> 円
		グラフィック、家具、クラフト	1 件	<u>101,000</u> 円
	モデル製作	—略—		
		洗浄処理	1 時間	<u>3,120</u> 円
成績書複製	成績書複製	1 通	<u>640</u> 円	
記録写真撮影	記録写真撮影	1 回	<u>450</u> 円	

備考 1 工業材料に係る強度試験であつて、一の試験において一の試料の複数の測定点につき結果の測定を行うものについての手数料の額の範囲は、測定点が10を超える場合に限り、4,040円にその10を超える測定点1点につき320円を加算した額以下とする。

(削る)

2 —略—

## 旅館業法施行条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

## 第1条関係（旅館業法施行条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（社会教育施設等）</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、学校及び児童福祉施設に類するものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>（1） 図書館法（昭和25年法律第118号）<u>第2条</u>に規定する図書館</p> <p>（2） 博物館法（昭和26年法律第285号）<u>第2条</u>に規定する博物館及び同法<u>第29条</u>に規定する博物館に相当する施設</p> <p>（3） ー略ー</p> <p>2 知事は、前項第3号による施設の指定をしたときは、速やかに公示しなければならない。</p>	<p>（社会教育施設等）</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、学校及び児童福祉施設に類するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>（1） 図書館法（昭和25年法律第118号）<u>第2条第1項</u>に規定する図書館</p> <p>（2） 博物館法（昭和26年法律第285号）<u>第2条第1項</u>に規定する博物館及び同法<u>第31条第1項</u>に規定する博物館に相当する施設</p> <p>（3） ー略ー</p> <p>2 知事は、前項第3号の<u>規定による</u>施設の指定をしたときは、速やかに公示しなければならない。</p>

## 第2条関係（山形県立博物館条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p><u>（設置）</u></p> <p>第1条 博物館法（昭和26年法律第285号）<u>第18条</u>の規定により、博物館を設置する。</p>	<p><u>（設置）</u></p> <p>第1条 県は、博物館法（昭和26年法律第285号）<u>第2条第1項</u>に規定する博物館（以下「博物館」という。）を設置する。</p>